# 平成24年1月 教育委員会定例会会議録

- 開会の日時
   平成24年1月27日(金) 午前9時30分
- 2 出席委員

三 塚 勉 委員長

三 浦 溥太郎 委 員

齋 藤 道 子 委 員

森 武 洋 委員

永 妻 和 子 委 員(教育長)

3 出席説明員

 教育総務部長
 原 田 惠 次

 教育総務部総務課長
 大 川 佳 久

 教育総務部教育政策担当課長
 野 間 俊 行

教育総務部生涯学習課長 平澤和宏

教育総務部教職員課長 髙 橋 淳 一

 教育総務部学校管理課長
 丸 茂
 勉

 学校教育部長
 中 山 俊 中

学校教育部長 中 山 俊 史 学校教育部教育指導課長 渡 辺 文

学校教育部支援教育課長 小田部 英 仁

学校教育部学校保健課長 藤 井 孝 生

学校教育部スポーツ課長 伊藤学

中央図書館長 小 貫 朗 子

博物館運営課長 稲 森 但

 美術館運営課長
 石 渡 尚

 教育研究所長
 新 倉 邦 子

4 傍聴人 0名

- 5 議題及び議事の大要
- 委員長 開会を宣言
- 委員長 本日の会議録署名人に三浦委員を指名した。
- 議案第1号及び議案第2号は、今後市長が議会に提出する案件のため秘密会とすることを提案、「総員挙手」をもって秘密会とすることを決定。報告事項(2)及び報告事項(3)は議案第1号とあわせて聴取することを宣言。
- 教育長報告

前回の定例会から本日までの報告事項

# (永妻教育長)

それでは平成23年12月10日から本日までの主な所管事項についてご報告いたします。

はじめに、「学力向上シンポジウム」の開催についてです。

横須賀市としては初めての取り組みとなる「学力向上シンポジウム」が、1月6日(金)に横須賀総合高等学校 SEA ホールにて開催されました。「学校・家庭・地域の三者が一体となって、子どもの学力向上について考える」というテーマのもと、学校関係者、保護者、地域代表者(学校評議員)など約250名の方々が一堂に会しました。

シンポジウムでは、教育委員会からの「横須賀市の学力向上の取り組み」に 係る基調報告、学力向上推進モデル校による取り組み報告、パネルディスカッションが行われました。パネルディスカッションでは、本シンポジウムのテーマに基づきながら、コーディネートと5人のパネリストによって活発なディスカッションが行われ、会場が一体となって、学校・家庭・地域のそれぞれの役割について考える機会となりました。

本シンポジウムを機に、各学校の学力向上の取り組みの意識を高めるとともに、学力向上の基盤となる家庭や地域に対しても、積極的な働きかけをし、スムーズな連携が図れるようにしてまいりたいと思います。

続きまして、「第2次子ども読書活動推進計画の策定」についてです。

1月24日(火)に、「第2次子ども読書活動推進計画庁内プロジェクトチー

ム」の第1回会議を開催しました。

横須賀市子ども読書活動推進計画は、子どもが人生をより深く生きる力を身につける上で、読書は欠くことが出来ないものであるという「子どもの読書活動の推進に関する法律」の基本理念のもと、読書に親しみやすい環境を整備するもので、平成19年1月に策定し、概ね5年で見直しを行うこととしており、平成24年度に策定委員会を設けて第2次計画を策定する予定です。

庁内プロジェクトチームは教育委員会及びこども育成部職員で構成し、第1次計画の成果と課題を検証し、第2次計画の重点となる取り組みや具体的な施策等を検討し計画案を作成、策定委員会に報告いたします。

第1回目の会議では、特に学校図書館の活性化、市立図書館と学校図書館の連携強化が大きな課題であることを確認し、このことについては、小・中学校の教員と教育委員会職員で構成する「学校図書館活性化チーム」で集中的に検討し、計画案に盛り込んでまいりたいと考えております。

なお、第2次計画については、案がまとまり次第、教育委員会にお諮りする こととなりますので、その際にはご審議をよろしくお願いいたします。

私からの報告は以上です。

日程第3 議案第3号『教育長の臨時代理による事務の承認について(教育職員手当等支給規則中改正)』

委員長 議題とすることを宣言

#### (教職員課長)

それでは、議案第3号「教育長の臨時代理による事務の承認について(教育職員手当等支給規則中改正)」をご説明いたします。

12月教育委員会定例会におきまして、報告事項(2)「教育職員手当等支給規則中改正に伴う教育長の臨時代理による事務について」としてご報告させていただきました件についてのものでございます。

11月の教育委員会臨時会、議案第36号で提出させていただきました「市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例中改正議案の提出について」をご承認いただきました後に、市議会定例会に議案として提出し、この議案が可決された場合、「教育職員手当等支給規則」を平成24年1月1日から施行するために、12月の教育委員会定例会では間に合わないため、教育長の臨時代理による事務により規則改正を行わせて

いただくことをご報告させていただきました。その報告のとおり、議案が可決 されましたので、教育長の臨時代理による事務を行わせていただいたことを、 今回改めて議案としてご承認いただくものでございます。

それでは、具体的に規則改正の内容についてご説明いたします。改正いたしま すのは、「教育職員手当等支給規則」附則第4項であります。

3ページをご覧ください。このたびの条例改正により、校長および教頭の給料を、当分の間、0.55%減額することとしましたが、手当につきましても、同様に減額するものであります。第2条は「管理職手当」、第6条は「教職調整額の支給を受けない教育職員の給料月額に加える額」をそれぞれ 0.55%減額するものです。

なお、施行日は平成24年1月1日とします。

以上で説明を終えさせていただきます。

質問・討論なく、採決の結果、議案第3号は、「総員挙手」をもって、原案ど おり可決・確定する。

日程第4 議案第4号『教育長の臨時代理による事務の承認について(教育 委員会事務局等事務分掌規則中改正)』

委員長 議題とすることを宣言

#### (スポーツ課長)

議案第4号「教育長の臨時代理による事務の承認について(教育委員会事務局等事務分掌規則中改正)」をご説明させていただきます。

本議案は、「スポーツ振興審議会条例」の改正議案が平成23年12月14日に 市議会で可決されたことに伴い、「教育長に委任する事務等に関する規則」第3 条の規定に基づき、教育長の臨時代理により、同日付けで「教育委員会事務局 等事務分掌規則」の改正を行ったことについて、ご承認をいただくものであり ます。また、臨時代理を行うことは、11月の教育委員会定例会で、既にご報告 申し上げております。

続きまして、提案の理由ですが、「スポーツ基本法」の制定に伴い、横須賀市スポーツ振興審議会を横須賀市スポーツ推進審議会とすることと、その所掌事務を一部変更するため、この規則を改正するものであります。

内容についてご説明申し上げます。3ページをご覧ください。「教育委員会事務局等事務分掌規則」第22条第1号に規定している附属機関の「横須賀市スポ

ーツ振興審議会」について、まず、その名称を「横須賀市スポーツ推進審議会」 に改めます。

更に、その所掌事務中の「スポーツの振興に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する」を、「スポーツ基本法」の表記に合わせて「スポーツの推進に関する重要事項について調査審議する」に改めるものであります。

なお、「スポーツ振興審議会条例」の改正については、平成23年12月19日付けで公布、施行されており、本議案の附則に規定している公布の日については、改正条例と同日付としております。

以上で、議案第4号「教育長の臨時代理による事務の承認について(教育委員会事務局等事務分掌規則中改正)」の説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

質問・討論なく、採決の結果、議案第4号は、「総員挙手」をもって、原案ど おり可決・確定する。

日程第5 議案第5号『市立小学校及び中学校の通学区域について中改正に ついて』

委員長 議題とすることを宣言

#### (教育政策担当課長)

議案第5号「市立小学校及び中学校の通学区域について中改正について」ご 説明いたします。

議案の4ページをお開きください。1の「目的」でございますが、本議案は、 平成25年4月1日に市立平作小学校と市立池上小学校が統合することに伴い、 平作小学校の通学区域を池上小学校の通学区域に加え、所要の条文整備を行う ものであります。

2の「改正内容」、「(1) 通学区域」でございますが、平作小学校の項を削除いたしまして、その削除いたしました「池上3丁目の内5番から7番まで、4丁目の内12番から17番まで、阿部倉、平作4丁目、5丁目、6丁目の内8番」を、新たに池上小学校の通学区域に加えます。また、池上中学校につきましては、小学校の通学区域の変更に伴い、「池上、平作各小学校通学区域」を「池上小学校通学区域」に表記を変更するものであります。

「(2) 施行期日」は、統合いたします平成25年4月1日となります。

「(3) 適用開始」についてでありますが、本年9月30日以降に市立小学校に転入または編入する者については、改正後の池上小学校の規定を9月30日から適用することといたします。これは、統合いたします平作小学校の通学区域に転入又は編入する場合には、池上小学校を通学校とする経過規定を設けるものでございます。同様に、来年4月に入学いたします新1年生のうち、現在の平作小学校の通学区域に居住する者に対しましても、この改正により就学通知等を池上小学校として送付いたします。

3の「経過」及び4ページに参考で添付させていただいております「通学区域図」につきましては、参考までにご覧ください。

よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

# (森武委員)

適用規定ということで、9月30日からということですが、理由は何かあるのでしょうか。

## (教育政策担当課長)

規定はありませんが、統合に際し、小学校は今までの経過期間の中で統合の半年前に設定させていただいています。11 月末に就学通知が出ておりまして、12 月上旬に既に池上小学校となるということと、9 月 30 日以降半年の間にもう一度転校するようなことになると非常に可哀相ですので、できれば平作小学校の通学区域にお住まいになっても池上小学校に通われていれば環境に馴染めるということで配慮させていただいております。

## (森武委員)

ほかにも統合が過去にあったと思いますがいつも半年前なのでしょうか。

#### (教育政策担当課長)

小学校につきましては半年前としています。過去3回程ありましたが、全て 半年ほど前の期間で設定させていただいております。

ほかに質問・討論なく、採決の結果、議案第4号は、「総員挙手」をもって、 原案どおり可決・確定する。

日程第6 議案第6号『横須賀市立小学校及び中学校の管理運営に関する規 則中改正ついて』

- 日程第7 議案第7号『横須賀市立ろう及び養護学校の管理運営に関する規則中改正ついて』
- 日程第8 議案第8号『横須賀市立横須賀総合高等学校の管理運営に関する 規則中改正ついて』
- 日程第9 議案第9号『横須賀市立幼稚園の管理運営に関する規則中改正に ついて』
- 日程第 10 議案第 10 号『横須賀市立看護専門学校の管理運営に関する規則中 改正について』

委員長 一括して議題とすることを宣言

### (教職員課長)

それでは、ご説明いたします。管理運営規則については、各校種ごとに定めておりますが、改正内容が重複しているものがありますので、改正する内容ごとに、各課長からご説明させていただきたいと思います。

はじめに、私からは、議案第8号「横須賀市立横須賀総合高等学校の管理運営に関する規則中改正について」のうち、提案理由にあります、「総括教諭の職種を新設すること」に係る内容について、ご説明いたします。

市立小・中学校、市立横須賀総合高等学校定時制、市立特別支援学校の県費 負担教員については、すでに平成18年度より、総括教諭の職種が導入されております。その際、本市も導入を検討しましたが、総括教諭の役割自体が見えていないところがあるということで、これを見合わせ、独自に給与において2級の号給を改訂し、処遇面を見直して対応してまいりました。しかし、現在、県内では、県立及び市町村立公立学校において、横須賀総合高等学校の全日制を除いた、全ての学校に総括教諭が導入されている状況となっております。

総括教諭の役割ですが、学校組織において、校長が編成したグループのリーダーとして校長の学校運営の補佐や所掌グループの校務の統括、教職員の人材育成を進めることなどであります。

今回の導入は、グループリーダーとしての総括教諭を置くことにより、校長のリーダーシップの下、教職員が一丸となって、現在の様々な教育課題やこれからの高等学校に求められる機能に、より組織的・機動的に対応できる学校運営体制を構築していくことや県費負担教職員諸学校との積極的な人事交流などを目的としています。

なお、総括教諭の任命については、横須賀市教育委員会が行います。

以上で、議案第8号、「総括教諭の職種を新設すること」についての説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

### (支援教育課長)

私からは、議案第6号「横須賀市小学校及び中学校の管理運営に関する規則中改正について」のうち、「出席停止に係る規定を改めること」に係る内容について、ご説明いたします。

最初に第9条の「性行不良による出席停止」についてですが、出席停止は、 問題行動を起こす子どもへの懲戒という観点ではなく、あくまでも周りの児童 生徒の学習権の保障や集団の秩序を守る観点で行うものです。

改正の内容ですが、今まで校長が出席停止を判断し、保護者に命じ、教育委員会に報告していたものを、文部科学省の通知に基づき、教育委員会が出席停止を判断し、命じることができるように改めるものであります。

議案の29ページをご覧ください。具体的には、まず第9条の第1項及び第2項について、今まで出席停止の決定及び保護者の意見聴取は校長が行っていましたが、今回の改正により、教育委員会が学校から具申を受け、保護者から意見を聴取し、出席停止を命じるものと改めます。

次に、第9条の第3項及び第4項について、新たに規定を設け、性行が改善された児童生徒に対して、校長が解除を教育委員会に求めるとともに、教育委員会が当該児童生徒の保護者に出席停止命令の解除を通知すると改めるものです。

また、出席停止の措置にあたり、支援教育課で実施要領や留意点を新たに作成し、支援体制の充実を図ります。

以上で、議案第6号「横須賀市小学校及び中学校の管理運営に関する規則中改正について」の出席停止に係る規定の改正についてのご説明を終わります。

#### (学校保健課長)

私からは、議案第6号から第10号までの出席停止に係る規定の改正について ご説明いたします。

学校保健安全法、同施行令では、感染症にかかっている、かかっている疑いがある又はかかるおそれのある児童生徒等に対して、校長は出席を停止させることができると規定されています。そして、校長が当該出席停止を指示したときは、教育委員会にその旨を報告しなければならないとされています。

出席停止に係る報告については、同施行規則で、「学校の名称」「出席を停止させた理由及び期間」「出席停止を指示した年月日」「出席を停止させた児童生徒等の学年別人員数」「その他参考となる事項」を記載した書面をもって報告をすることとされています。

当該出席停止に係る報告に関する規定及び報告様式は、市立小学校及び中学

校、市立横須賀総合高等学校、市立幼稚園、市立看護専門学校のそれぞれの管理運営に関する規則に規定されておりますが、当該様式には「出席停止を指示した年月日」「出席を停止させた児童生徒等の学年別人員数」が具備されていないことが判明いたしました。よって、必要な事項を具備した報告様式に全改するとともに、法令の規定に沿った条文に整備するために提出するものでございます。

以上で、議案第6号から第10号までの出席停止に係る規定の改正についての 説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

## (教育指導課長)

私からは引き続き、議案第6号から議案第9号までの指導要録及び出席簿等 に係る改正について説明いたします。

まず、議案6号の2ページ及び現行の条文と改正後の条文を比較対照できるかたちで掲載いたしました30ページをご覧いただきたいと思います。第25条 (様式)の変更点のひとつは、これまで明記していなかった、特別支援学級用の指導要録について規定したことです。

小中学校の指導要録である第 14 号様式、第 15 号様式に、それぞれ第 14 号様式の 2、第 15 号様式の 2を加え、児童生徒の指導実態に合わせて作成することができるもの、と明記いたました。これに伴い、これまでひとつの項目で全ての様式について触れておりました条文の構成を改め、様式ごとに項目を立て整理して示すこととしました。また、各様式にあります左肩の様式番号も条文の構成変更に合わせて変更いたします。

続きまして、中学校生徒指導要録の改正について説明いたします。14 ページをご覧ください。こちらは中学校で使用いたします生徒指導要録の指導に関する記録の様式に関する改正です。

これまでは紙媒体で管理していたため、指導に関する記録を一枚の紙の表と 裏に記載する形をとっておりました。今年度からは校務支援システム上で扱う こととなったことに伴い、別の用紙に印字するため、左肩の様式番号を「表裏」 ではなく、第2面、第3面と示すことといたします。

第15号様式第2面、第3面「指導に関する記録」の改正内容は大きく2点ございます。15ページをご覧ください。1点目は 観点別学習状況の各教科の観点のうち、社会、数学、理科、音楽、外国語の観点中で、従来あった「思考・判断」の観点を、「思考・判断・表現」に変更します。これは、各教科の内容に即して「思考・判断」したことについて、その内容を、言語活動を中心とする表現に係る活動と一体的に評価する観点として「思考・判断・表現」に変更し、それに伴い、従来の「技能・表現」の観点の「表現」との混同を避けるため、「表

現」を外して「技能」に改めるものです。「思考・判断・表現」の観点としての 表記の仕方については、各教科の目標や内容を踏まえ、各教科において育てた い力にふさわしい名称を設定しています。

2点目は16ページ上段の特別活動の記録の「観点」の欄を新たに設置します。 これは、新しい学習指導要領の特別活動全体の目標や、新たに示された活動ご と、学校行事ごとの目標を踏まえ、各学校が特別活動全体に係る重点目標や評 価の観点を自ら設定することとなったことに伴い、指導要録においても観点を 明示できるようにするためです。

指導要録に係る同様の改正は議案第7号のろう学校と養護学校でも行います。 議案第7号をご覧ください。

第8条ですが、ろう学校及び養護学校について、児童生徒の指導要録を分けて規定しておりましたが、児童生徒の状況に応じてどちらの様式でも使用できるよう条文を整備しました。

2・3ページの中学部指導要録 第6号様式については、先ほどご説明したとおりです。

次に、特別支援学級用の児童生徒指導要録についてご説明します。再度、議案第6号にお戻りいただき、10ページをご覧ください。こちらは先ほど触れました特別支援学級用の指導要録のうち、新たに示すこととした第14号様式の2です。様式中、左上の様式番号等を条文の構成に合わせて書き換えたほか、第1面は通常の学級と同様ですが、第2面からは児童の指導内容に合わせて記入欄を設けてあります。

これと同様に中学校でも新たな様式を追加いたしました。18 ページをお開きください。第1面は通常の学級と同様ですが、第2面からは生徒の指導内容に合わせた記入欄を設けてあります。

続きまして、出席簿の様式改正についてご説明いたします。22 ページをご覧ください。小中学校の出席簿はそれぞれ第16号、第17号様式としていますが、このうち、小学校用の第16号様式では、月ごとに日数の変わる日数欄から数字を削除します。同様に児童氏名欄の左の番号欄からも、数字を削除いたします。こちらは一学級の児童数が、小学校第1学年では35人が上限となるなど、今後変更が進むことに対応するための改正です。

23 ページからは中学校用の出席簿を掲載いたしました。中学校用の第17号様式についても同様に番号欄の数字を削除いたします。

これとはほかに、24、25 ページをご覧ください。こちらには中学校用の出席 簿の週ごとと月ごとの集計欄、累計欄がございます。この記入欄のうち、「欠席」 と「遅刻」欄の間に新たに「出席停止・忌引等」の欄を設けます。当該生徒の 「出席しなければならない日数」を算出するための記録を残すための改正です。 出席簿に係る同様の改正は議案第9号の幼稚園でも行います。議案第9号の 4ページをご覧ください。先ほどの説明と同様、日にちと番号欄の数字を削除 しました。

また、議案第8号の高等学校の管理運営規則1ページ最終行、9ページの比較表をご覧ください。高等学校においては、独自の校務管理システムを使用しており、出席簿についてはシステム上の管理で、紙に打ち出すことを行っておりませんので、規則に規定されている様式を削除いたしました。

このことに伴い、高等学校の規定を準用していましたろう学校高等部生徒が使用する出席簿の様式について新たに定める必要があるため、議案第7号をご覧ください。

第8条2項に記載のとおり高等部の出席簿について規定しました。実際の様式については、5ページ、6ページにお示しする第8号様式及び第9号様式になります。

続きまして、小中学校の管理運営規則に戻ります。議案第6号の2ページを ご覧ください。第6号様式 教育課程編成報告書の改正についてご説明いたし ます。

第6号様式の改正内容は先ほどの第15号様式 中学校生徒指導要録と同様、 学習指導要領の完全実施に合わせ、教科等のうち、「特別活動」と「総合的な学 習の時間」の順番を入れ替えたほか、記入欄の項目名を小学校で用いている第 5号様式とそろえ、報告内容の実態に合わせ、記入しやすいように改めること とします。31ページに前の様式を改正したことを記載しております

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

## (森武委員)

性行不良による出席停止について、法改正はいつ頃行われたのでしょうか。

#### (支援教育課長)

平成13年の学校教育法の改正です。

#### (森武委員)

法改正から今回の規則改正の間に出席停止を命じられたケースはあったので しょうか。

## (支援教育課長)

本市では全くございません。

## (森武委員)

法改正から規則改正の間、法律に基づかない措置をしたということはなかったということでよろしいでしょうか。

# (支援教育課長)

法律に基づかない措置を行ったことはありません。

## (森武委員)

感染症による出席停止について、こちらは従来も今回の改正でも校長の判断 というところは変更なしということでよろしいのでしょうか。

## (学校保健課長)

変わっておりません。

# (森武委員)

出席停止というのは、感染症にかかった個人に対して出席停止になるイメージなのですが、例えば今、インフルエンザが流行っていますが学級閉鎖、学年 閉鎖、学校閉鎖になった場合、これも出席停止ということなのでしょうか。

#### (学校保健課長)

出席停止は個人に対して校長が指示をします。学級閉鎖、学年閉鎖はまた別の条文の臨時休業になります。

## (森武委員)

例えば、学級閉鎖になる前に個人で罹った場合はその人は出席停止になる、 と。その後人数が増えて学級閉鎖となった場合には臨時休業となり、その人は 出席停止ではなくなる、と。そうしますと出席すべき日数等はどのように記録 されるのでしょうか。

### (学校保健課長)

学級閉鎖となった場合、その時点から臨時休業となりますので、扱いとして は個人として命じた部分までが出席停止で、後の部分は臨時休業となります。

#### (森武委員)

1年間で考えた時に、出席すべき日数があると思うのですが、学級閉鎖等となった場合には出席すべき日数が減る、と。個人的に出席停止になった場合に

は、出席すべき日数はあるけれどもその中から出席を停止された日数として記録されて、記録上は分けられるということでよろしいのでしょうか。

## (学校保健課長)

そのとおりです。

## (三浦委員)

感染症の出席停止というのは、他のお子さんたちのための出席停止と解釈しておりますが、それでも出席すべき日数に入っているのでしょうか。要するに欠席扱いになってしまうのでしょうか。

# (支援教育課長)

出席停止ということで、出席すべき日数から引かれます。

## (森武委員)

確認ですが、出席すべき日数、出席した日数、欠席した日数、忌引等という 欄があったと思うのですが、それとは違うのでしょうか。出席すべき日数から 引かれるのでしょうか。

#### (教育指導課長)

授業日数がございまして、出席停止、忌引等の出席を要しない日数があって、本人の出席しなければいけない日数が出てきて、そこから欠席日数が引かれて 実際に何日出席したかが出ます。元々の日数は本人が出席しなければいけない 日数とは、ずれるということはあります。

#### (学校保健課長)

参考に議案第6号の22ページをご覧いただきたいと思います。こちらの表の 出席停止・忌引等の日数、出席しなければならない日数、欠席日数とあって、 最終的に出席日数という捉え方です。

#### (三浦委員)

欠席日数の欄に、病気、その他とありますが、出席停止はここの病気、その 他には入らないのですね。

### (学校保健課長)

その左2つ隣の出席停止・忌引等の日数に入ります。

### (森武委員)

そうしますと、学級閉鎖となった場合、その日数が出席停止・忌引等の日数 に入るのか、それ以前に最初の数から引かれているのかよく分からないのです が。ご説明された方によって違ったような印象を受けたのですが。

# (教育指導課長)

一番下に授業日数というものがございます。これが本来計画していた日数で、 学級閉鎖となると出席停止・忌引等の欄に3日とかいう日にちが入り、その日 数を引いたものが、出席をしなければいけない日数となります。

# (森武委員)

出席しなければならない日数がどちらでも一緒だということは分かったのですが、学級閉鎖の場合、授業日数が 20 日あったとすると 20 日ではなく 18 日になるんだよという話と、そこは 20 日のままで、出席停止・忌引等のところで、学級閉鎖も個人的な出席停止もカウントするんだという話があったと思うのですが、どちらなのか教えてください。

# (学校教育部長)

基本的に、授業日数は年度初めに計画されたものを記載するということで、 そこから学級閉鎖が生じた場合には出席停止・忌引等の欄に記載します。ただ、 学年閉鎖以上の場合には授業日数の方から元々学年全体が同じ日数を引きます ので学年で統一して授業日数を減じるかたちで、学級閉鎖と学年閉鎖とでは記載の仕方が違っていると記憶しておりますが、改めて確認させていただきます

## (齋藤委員)

学校保健安全法第 19 条の出席停止で、学校長が命じる場合で、感染症にかかるおそれがあるというのは、まさにかかるおそれがあるから学級閉鎖にして出席停止にすると思っていたのですが、皆さんのお話ですとそうではないようなので、かかるおそれがあるとはどのような場合なのでしょうか。

#### (学校保健課長)

法ではこのように規定されており、出席停止とは違うのですが、実態として は齋藤委員が仰ったように、学校医と校長の間で相談し、かかるおそれがある となると学級閉鎖になります。

## (齋藤委員)

学級閉鎖は出席停止ではないということでよろしいのでしょうか。

## (学校保健課長)

はい。

## (三塚委員長)

家族が感染症に罹った場合、学校に来られないという措置があると思いますが、そういう場合はどのような扱いなのでしょうか。

# (学校保健課長)

家族が発症して、本人はまだ罹っていないのだけれども、という場合、実態 として校長が出席停止とすることがあります。

# (森武委員)

学級閉鎖、学年閉鎖等は何の規定に基づいているのでしょうか。

# (学校保健課長)

学校保健安全法第 20 条の臨時休業です。「学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。」ということで規定されております。それに基づいて、管理運営規則でも臨時休業として規定しています。

## (森武委員)

先ほどの中山部長のお話と異なるのかもしれませんが、そうしますと学級閉鎖も学年閉鎖も学校閉鎖も臨時休業ということであるなら、授業日数から引いて、個人的なものだけを出席停止・忌引等から引けばすっきりすると思いますが、実際はそうされている訳ではないのでしょうか。

#### (教育指導課長)

大変申し訳ございません、もう一度確認させていただき、お答えしたいと思います。

支援教育課長が確認のため一時退席

#### (森武委員)

小・中学校の校務支援システムを入れる際、出席簿は紙ベースのものがない といけないという法律的根拠があるということでシステムが動いているにもか かわらず紙のものが残っていると思うのですが、高等学校はその必要がないと いうことでよろしいのでしょうか。

## (教育指導課長)

そのとおりです。システムの中で記録していくということですので、様式としては記載しなくてよいとのことです。

# (永妻委員)

議案第6号の15ページで、指導に関する記録の表現、技能の使い分けをされたということや、順番を入れ替えられたということで、より的確な観点別評価を行うための表現の仕方と思うのですが、その経過について補足的な説明をお願いできますか。

#### (教育指導課長)

国の学習指導要領の改訂というところから評価の観点についてもそれぞれ 4・5つの評価の観点を載せるということになっていて、その評価の観点を元に本市の観点を考えてまいりました。内容的には思考・判断といわれていた部分は、子どもたちが自分なりの考えや判断を言葉や文章で表していくということを伴って行われることが多いということ、そういう表現というものが思考の部分では欠かせないものであるということで、そこを一体として評価していく必要があるだろうということなのです。今まで技能と表現で表していた表現というものは本当に芸術的な部分での表現力を評価する部分での表現と、思考の部分での表現という部分が同じ語句であると混同されるだろうということで、数学的な、社会的な考え方をどのように子どもたちの様子を見ていくか言語化されたものや文章化、図式化されたものを見ていくという部分での表現をこちらにもっていき、表現力も含めた技能ということになっていくのですが技能という言葉だけで押さえていったという修正になっています。

#### (永妻委員)

先生方がこのような視点でやっていく時に、科目のねらいや子どもたちの力がどこがどうなのか等といったことについて、より実態に即したということですよね。それが学校現場によく伝わるようにお願いしたいと思います。

#### (森武委員)

来年度から変えられるということで、成績表のつけ方も変わってくるという ことでしょうか。それとも現状に合った改定なのでしょうか。

# (教育指導課長)

実態に即したということも含まれますし、より子どもたちにつけていく力と して大事な部分として意識していただくということもあると思います。

## (森武委員)

例えば、1年生のお子さんがいたとして、1年次の評価のやり方と2年次の評価のやり方が違ってくるとなると先生方はもちろん保護者や児童生徒さんにも説明していかないと問題が生じるかと思ったのですが。

# (教育指導課長)

子どもたちに対して指導してそれがどのくらい身に付いたかを評価していくということから考えると、指導していく時の指導内容等で、表現が出てくるような指導をしていかなければいけないという、指導要領で求められている部分を反映した授業をしていくことが大事だと考えます。それについては子どもたちにも保護者にも伝えていかなければいけないと思いますし、その趣旨も先生方に周知していきます。

#### (三塚委員長)

議案第6号の32ページに、教育課程の編成報告書がありますが、校務支援システムの中でできるものなのでしょうか。それから、中ほどに空白となっている部分がありますがここは何か書き加えられるものなのでしょうか。

## (教育指導課長)

教育課程編成報告書は、様式としてデータでお送りしていますが、校務支援 システムと繋がることにはなっていません。空欄部分については空欄のままで す。

#### (三塚委員長)

議案第8号の8ページの総括教諭について、第17条第4項で、「教育委員会は、前項各号に掲げるもののほか、総括教諭に特定の職務を行わせることができる。」とありますが、特定の職務とは何を想定されているのでしょうか。

#### (教職員課長)

総括教諭は6グループに対して6名を基本と考えておりますが、年度や学校の課題によって、例えば学力向上とか校内研究、また学年代表を総括教諭に担ってもらうですとか、グループリーダーではありますが特命のような業務につくことが考えられると思います。

### (支援教育課長)

先ほどの出席簿の授業日数について、授業日数の日にちは、同一学年が授業がない日に減ずるということで、それ以外で授業日数自体が減るということはありません。ですので、学級閉鎖の場合、そのクラスの授業日数はその学年の授業日数で、その学級閉鎖の日数が、出席停止のところで減らされます。

# (森武委員)

学級閉鎖と学年閉鎖以上では、法的な根拠が異なる気がするので、後日で結構ですのでもう一度整理しておいていただければと思います。

ほかに質問・討論なく、採決の結果、議案第6号から第10号は、いずれも「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

日程第 11 請願第 1 号『公立学校の教育方針の基本に児童生徒の基本的人権 回復への厳密な配慮を要求する請願』

委員長 議題とすることを宣言

請願事項について、書記が朗読

委員長 関係理事者から所見を聴取

#### (教育指導課長)

請願第1号「公立学校の教育方針の基本に生徒児童の基本的人権回復への厳密な配慮を要求する請願」の所見を述べさせていただきます。

本請願の願意は、憲法第19条「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。」、憲法第20条第2項「国及びその機関は、宗教教育、宗教活動もしてはならない」等々の憲法の基本的人権に鑑み、公立学校の教育方針の基本に児童生徒の基本的人権回復への厳密な配慮を要求するものであります。

1点目として、「教科書内容に於いて、宗教的影響内容が中立的配慮を欠く、 一宗派、カトリック教、基督教の教材を教室内で教科書を通じて強制させる事、 其の事の宗教的中立違反が明確な教科書内容の変更と撤廃」を求めるものであり ます。

2点目として、「憲法第 19条『思想の自由の侵害』の基本的人権問題に係わる 重大事に発展することが明確である、一宗教の祭礼行事やクリスマスカードの作 成、クリスマスの飾り付けなどの模倣学習等を、児童生徒の家庭の信仰環境を無 視して行わないこと」を求めるものであります。

1点目については、横須賀市の教科書採択は、日本国憲法・教育基本法の下、「学校教育法第21条」及び「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」及びその「施行令」などの法令に則り、「平成24年度使用教科用図書採択基本方針」を決定し、多面的・多角的に評価できるように定めた観点のもと、教育委員会の権限と責任において、学校・子ども・地域の特性を配慮して、適正かつ公正に行われました。

このようにして本市が採択した全ての教科書につきましては、教科書検定にも合格しており、宗教的中立を損なうものではないと判断しております。また、この題材を使用して行う中学校英語の学習のねらいは、「読む力」を育てることです。この点からも、採択した開隆堂出版を使用して授業することに何ら問題はないと考えております。

2点目については、キリスト教の祭礼行事やクリスマスカードの作成、クリスマスの飾り付け等を教室内で実施することは、ご指摘にあるように、強制的に生徒児童にある特定の宗教を押しつけること、個人の持つ宗教的信条について配慮のないことととらえております。本市の市立学校においては、教育活動の中で、様々な文化や宗教に触れたりすることはありますが、児童生徒・保護者の信仰環境を十分配慮した上で、教育活動を行っております。

以上、「公立学校の教育方針の基本に生徒児童の基本的人権回復への厳密な配慮を要求する請願」の所見を述べさせていただきました。ご審議の程よろしくお願いいたします。

#### (齋藤委員)

学校では、クリスマス会等というものは実際に行われているのでしょうか。

## (教育指導課長)

クリスマス会としては行っていません。ちょうどその時期に、お楽しみ会というかたちで実施することはあります。

## (三浦委員)

逆に、神社仏閣を修学旅行等で行かれることについてはいかがでしょうか。

## (教育指導課長)

歴史的文化遺産に触れるという機会が修学旅行の時にはございますが、保護者や子どもたちに、こういう行程でやります、こういう活動をしますということを事前に説明をして、個々の宗教的な部分で配慮が必要な場合には十分に配慮しています。例えば、どうしてもそういう場所に行くことができないという場合にはそういう場所に行かずにバスで教師と一緒に待機する等、そういうことについてもご理解をいただいて、進めています。

# (永妻委員)

教科書の採択については教育委員会の権限と責任の下に適性かつ公正に行っております。教育活動につきましても基本的人権に十分に配慮して学校現場では行っております。そういうことでございますので、請願者の方に対しましては、先ほどの教育指導課長からの所見をもちまして、教育委員会の所見として回答させてきたいと思いますがいかがでしょうか。

# (各委員)

異議なし

委員長 書面により所見を回答することを決定

齋藤委員退席

委員長 報告事項を聴取することを宣言

報告事項(1)『平成 24 年度中学校の学校選択制における選択結果について』

## (教育政策担当課長)

それでは、報告事項(1)として、平成24年度に中学校へ入学する児童を対象とした、学校選択制における選択結果について、ご報告いたします。

お手元の資料の1ページをご覧ください。学校選択制は、平成15年度に中央 ブロックで、平成16年度には中央及び衣笠ブロックで試験的に導入し、平成17 年度から全市で実施しています。今回は、全市に導入してから8回目の実施と なります。 平成 24 年度は、対象者 3,825 人のうち 367 人、約 9.6%の児童が、他学区の中学校を選択しました。各学校別の選択結果は、1ページにお示しした表のとおりとなっています。

当初受入枠を超えて希望者があった学校は、東ブロックの大津中学校、南ブロックの久里浜中学校及び長沢中学校となりました。この3校について、他の学区への変更希望者数を受入枠に上乗せした上で、最終的に受入枠を超えた学校は、久里浜中学校となりましたので、久里浜中学校につきましては、抽選による受入者の決定を行うことといたしました。

抽選会は昨年12月22日、市役所正庁において行い、65名の選択者数に対し、40名の受入者を決定するとともに、抽選に漏れた25名の待機順の決定を行いました。この25名の希望を確認しましたところ14名が2月10日まで空きを待つこととし、1名は第2希望校に、10名は指定校に入学することとなりました。今日現在、辞退者が1人出ていますので、待機者は14名から13名になっています。なお、裏面に参考資料として、平成21年度から24年度までの結果を載せてございますので、後ほどご覧くださるようお願いいたします。

以上で、「平成24年度中学校の学校選択制における選択結果について」の報告を終わります。

(質問なし)

## 報告事項(4)『除染土砂埋設結果について』

## (学校管理課長)

続きまして提出させていただきました「除染土砂埋設結果」ご説明させていただきます。

1ページをお開きください。資料に記載のとおり、放射線量測定を小学校 47校、中学校 23校及び総合高校、ろう学校、養護学校の計 73校で行い、うち 42校で本市除染の目安を超える数値を検出したことから除染を行いました。

除染土砂は、11月2日から12月21日の間で、防水シートに包み、50 cm以上の覆土を行って、学校敷地内に仮処分として埋設をしました。除染土砂は、土のう袋464袋、重量は概算ですが全体で3.0 t 程度になりました。

また、今回の除染及び埋設に要した総経費は、1,146,554円です。

2ページをお開きください。この「市立学校 放射線量測定結果一覧表」には、各校の埋設結果を記載しています。具体的には、各学校の埋設日、学校名、

埋設した土砂量です。

3ページから4ページをお開きください。12月の定例会でも報告しましたが、 長浦小を例とした除染土砂等の埋設記録です。この埋設場所のデータは、教育 委員会と各学校で保管し、移設するまでの間は掘り起こすことがないように管 理してまいります。

5ページから6ページをお開きください。ご覧になられている委員もいらっしゃると思いますが、市ホームページに公開している調査結果です。全ての学校の測定位置図・測定結果数値、除染土砂の埋設場所位置図、写真などを公開しています。

以上でございます。

## (森武委員)

大変膨大な作業でご苦労されたと思います。お疲れ様でした。埋設場所について、教育委員会としての立ち入り禁止等の基準はお持ちなのでしょうか。

## (学校管理課長)

埋設場所については、埋設の前後で放射線量を測定している中で地上 $1 \, \mathrm{cm}$ での数値が当初より増えていなく、数値自体も  $0.1 \, \mu \, \mathrm{Sv/h} \, \mathrm{以下} \, \mathrm{という}$ かたちですので、危険という考えは持っておりませんが、保護者さんの意識もありますので、各学校で立ち入り禁止等の措置について判断してもらって必要な措置を講じていただいております。学校によってはトラロープで立ち入り禁止にしている学校や、口頭で近付かないように指示している学校等色々あります。

報告事項(5)『第66回市民駅伝競走大会の開催結果について』

報告事項(6)『第66回三浦半島県下駅伝競走大会の開催結果について』

委員長 一括して聴取することを宣言

#### (スポーツ課長)

スポーツ課から、第66回市民駅伝競走大会の報告をさせていただきます。本大会は12月11日(日)に予定どおり実施いたしました。スタート時刻は9時30分であります。当日は天気もよく、微風という恵まれた条件の中で開催することができました。コースは神明橋を出発し、くりはま花の国、南処理工場、神明中学校周辺を6区に分けて周回しゴールする全長17.1kmであります。

今回は、一般Aの部、これは男子又は男女混成チームで・競技者の年齢制限

の無い種別になりますが、こちらが52チーム、一般Bの部、こちらは男子又は男女混成チームで競技者全員が30歳以上の種別になりますが、こちらが19チーム、女子の部が6チームで、合計77チームの参加をいただきました。

大会役員は、主管していただいております横須賀市陸上競技協会を中心に市民のボランティア役員も含めまして総勢160名でございます。

上位に入賞されましたチームは、「(4)大会結果」に記載のとおりであります。コース沿道の温かい声援に包まれながら、77チームが無事に完走しましたことをご報告させていただきます。

続いて、教育委員会が市及び市陸上競技協会と共催で開催いたしました第66回三浦半島県下駅伝競走大会の報告をさせていただきます。本大会は1月15日(日)に予定どおり実施いたしました。当日は若干気温が低かったもの天気もよく、微風という恵まれた条件の中で開催することができました。コースは横須賀アリーナを午前9時30分に出発し、池上から葉山、長坂、三崎口、引橋を経由して三浦海岸、野比海岸を通り、横須賀総合高校陸上競技場でゴールする5区間、全長37.045kmのコースであります。

今回は、第1部、市町村対抗の部10チーム、第2部、高等学校等の部9チームの合計19チームの参加をいただきました。

大会役員は総勢 389 人でございます。この内、特に横須賀市スポーツ推進委員には、176 人の方に主に沿道の走路員としてご支援いいただきました。

結果は、市町村対抗の部である第1部では、横須賀市Aチームが1時間57分09秒で2年連続で通算6回目の優勝を飾りました。また、高等学校等を対象とした第2部では、1時間57分22秒で三浦学苑高等学校が3年ぶり2度目の優勝を果たしました。

教育委員会委員の各先生方には当日もご声援いただくなど、ご理解とご協力 をいただきましたことに改めて感謝を申し上げながら、大会の報告とさせてい ただきます。ありがとうございました。

## (質問なし)

報告事項(7)『第12回全国中学生創造ものづくり教育フェア全国大会の結果について』

報告事項(8)『第1回キャリア教育推進連携表彰における受賞について』

#### (教育指導課長)

初めに、『第12回全国中学生創造ものづくり教育フェア全国大会の結果について』です。

中学校技術・家庭科の授業で学習した「ものづくり」の成果を発表し、ものを作る喜びを味わい、学び合う場である「第12回全国中学生創造ものづくり教育フェア」が、平成24年1月21日(土曜日)、22日(日曜日)に、全日本中学校技術・家庭科研究会により都内の中学校などを会場に開催されました。

県大会や関東大会を経て、市内の中学校の生徒4人が、「あなたのためのおべんとうコンクール」や「パソコン入力コンクール」の2部門で全国大会へ出場しました。「あなたのためのおべんとうコンクール」では長井中学校が、見事、準優勝に選ばれました。

続きまして、『第1回キャリア教育推進連携表彰における受賞について』です。 横須賀市教育委員会と横須賀商工会議所が協同でおこなっている市内におけるキャリア教育の取組が認められ、「よこすかキャリア教育推進事務局」が「キャリア教育推進連携表彰 最優秀賞」を受賞しました。

「キャリア教育推進連携表彰」は学校関係者と地域・社会や産業界の関係者等が連携・協働してキャリア教育に取り組んでいる先進事例を表彰するもので、文部科学省と経済産業省によって今年度新たに創設されました。記念すべき第1回は、応募85団体の中から、優秀賞3団体が選出され、その中からさらに「よこすかキャリア教育推進事務局」が最優秀賞に選出されました。

横須賀市では、学校と地域社会・産業界との円滑な連携を図るため、横須賀市・横須賀市教育委員会・商工会議所の三者による連携事業として、「よこすかキャリア教育推進事業」を行っています。

「よこすかキャリア教育推進事業」では、学校・地域・企業などを結びつけ、 多様な学びの機会を創出し、推進校となっている 11 校の中学校の実情や地域性 に応じ、職業観・勤労観の醸成を目的とした教育プログラムの作成を支援して います。

昨年度は教育委員会が文部科学省からキャリア教育優良教育委員会として表彰され、また、商工会議所が、経済産業省が創設した「第 1 回キャリア教育アワード」において、小宮山審査委員長賞(準グランプリ)を受賞しました。なお、今回の受賞をうけて、1月26日に有楽町朝日ホールで行われるキャリア教育推進連携シンポジウム内で表彰式が行われました。

(質問なし)

## (理事者報告)

### (学校保健課長)

インフルエンザの状況でございますが、市内で学級閉鎖、学校閉鎖を含めま

してっておりまして非常に多い状況になっております。昨日現在で学級閉鎖となっているのが 14 学級、インフルエンザと確認されている児童生徒が 62 名となっています。

ご報告は以上でございます。

## (博物館運営課長)

図書館と博物館の、平成24年度の休館日の変更についてお知らせいたします。 図書館、自然・人文博物館及び付帯施設の祝日となる月曜日の開館について、 一昨日、関係団体と合意に達しましたのでご報告いたします。

平成24年4月1日から、月曜日が「国民の祝日に関する法律」に定められている休日となる場合には、当該月曜日を開館し、その翌日となる火曜日に休館日として振り替えることといたします。また、休館日を振り替えた火曜日が休日となる場合及び4、5月のゴールデンウィークについては、別途、休日でない日に休館日を指定いたします。なお、この取り扱いについては「図書館条例」及び「博物館条例」の規定により、休館日の変更とするものでございます。平成24年度のゴールデンウィークの休館日の振り替えにつきましては、4月30日が昭和の日の振り替えにあたりますのでこの日を開館し、5月8日(火)、ゴールデンウィークが終わった後に休館いたします。

以上でございます。

### (委員質問)

## (三塚委員長)

武道の必修化に伴って、武道の選択状況はいかがでしょうか。個人選択が優先されるものですが、物理的な状況から考えて学校選択にならざるを得ないと思うのですね。実際に学校選択なのか個人選択なのか、学校の実情を教えてください。それから、学習活動について、武道場がない場合には体育館や教室で武道場に代わるものを確保しなければならないと思いますが、その場合の安全面への配慮と、防具等が人数分揃うのかどうか、さらに指導者の確保状況を教えて下さい。指導上の配慮として初心者と経験者、男女一緒の授業、宗教上の理由で授業に参加できないなどがあると思います。それから柔道等では大きなけがにつながりやすいのでけがに対応するマニュアルのようなものがあるのかどうか、教えてください。

#### (スポーツ課長)

武道の必修化については、選択の仕方については子どもに柔道、剣道、相撲から、事前にガイダンスをして選ばせるのが本来であります。来年度からこのかたちに近づけていくよう事務局はサポートしますが、現状としては学校の施設の問題や教員数の関係、例えば教員が2人しかいないのに3種目を行うのは無理ですので、100%生徒の希望に応えるというのは難しい状況です。ただし、用具がないからできないという状況は避けていきたい、できるだけ子どもたちが履修したいものを選ばせられるよう体制を整えているところでございます。

武道場については平成 21 年度の段階で整備されているのが 14 校ですので、 武道場のない学校については特別教室等に畳を敷いて実施するということになります。昨年度は鴨居中学校、今年度は久里浜中学校に建設しています。どうしても学校の敷地の関係で建設が困難なところがありますが、今後もできるだけ授業ができる施設の状況を整えていきたいと思います。

指導者の確保については、武道の必修化にあたり学校が困らないようにしながら良い授業ができるように進めてまいりました。良い授業というのは、まずは安全の確保が大前提になるだろうと考えます。そして、"もの"と"人"と"施設"の3点を柱にした準備が基本的な考え方で、"もの"については教材費として一定の予算措置をしてまいりました。"施設"についてもただいま申し上げたとおりです。指導者の確保については、必ずしも教員が武道の専門家であるとは限りませんので、平成21年度あたりから市教育委員会で毎年行っています教員の研修会で重点種目として実施し、教育課程研究会等でも授業の進め方について話し合っています。

指導上の配慮事項については、初心者と経験者、初心者同士が組んで行うのも非常に危険な場面が想定されますので、まずは段階的な指導、例えば受け身の練習をする際も低い受け身から高い位置での受け身へ、ゆっくりした動きから徐々にスピードのある動きへといった段階的な指導を中心とした安全面に配慮した指導、有段者が初心者と組む場合に配慮しなければいけないこと等、そうしたことを含めて教員の研修会の中で先生方にご理解いただけたことを授業の中で取り組んでいただくということをしております。

男女が同時に履修する場合、特に柔道では、立ち技の場合には男女が組んで練習をするということは実際に授業の中で行っています。寝技については、保健体育科に限らず小学校高学年以上は、胴体、肩から先と腿の付け根から先の部分を除いた部分が直接触れ合う活動について避けて教育活動をするのが一般的な考え方ですので、寝技は男女別々に指導するのが通常の授業のスタイルです。

宗教上の理由で武道を拒否される生徒が今までも若干名おりました。今まで は武道やりたくないからダンスを、という選択できた訳ですが、今後は必修と なりますので、今まで以上に配慮していく必要があります。一般的に武道を拒否される理由として、戦いごとを拒否したいというのが主たる訴えの内容で、武道の学習については、単に格闘するということではなくて我が国固有の伝統と文化により一層触れることができるようにしながら、対人スポーツの特性の楽しさを味わうという趣旨がございますので、この辺りを丁寧に説明しながら取り組んでいただけるように進めていきたいと思います。このような説明をすると取り組んでいただけることが多いのですが、それでも拒否される場合には実技はしないけれども理論的な部分について学習したり、実技については見学をしたりしながらレポートを書く等、何か他の題材に代替えしながら学習を進めていけるよう考えていかなければいけないと想定しています。

# (森武委員)

必修化された武道というのは標準でだいたいどのくらいの授業時間数になる のでしょうか。

## (スポーツ課長)

今までは1年生と2・3年生という分け方でしたが、今後は1・2年生と3年生という区分になります。1・2年生で、武道とダンスを1回ずつでも履修すればよいということで、1つの単元が10時間前後、選択するということで1つの単元の時間数が増えていきますが概ね10時間前後、3年生になりますと武道とダンスと球技の中から2領域の選択になりますので、そこでまた選択すれば同じくらいの時間数、3年生になりますとより専門的な内容になりますので時間数が増えますが大体そのくらいの時間数で履修することになります。

日程第1及び日程第2は、今後市長が議会に提出する案件のため秘密会とすることを宣言。関係理事者以外の退席を求めた。

6 閉会及び散会の時刻平成24年1月27日(金) 午後0時5分

横須賀市教育委員会 委員長 三 塚 勉